

島根県 社会福祉法人監事研修資料1

監事に関する部分は黄色にて表示

監事の位置付け

○ 社会福祉法人の機関としての位置づけは以下のとおり。

理事
理事長
理事会

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として 位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定 と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とした。

(決議事項)

- ・定款の変更
- ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
- ・理事・監事の報酬の決定 等

監 事

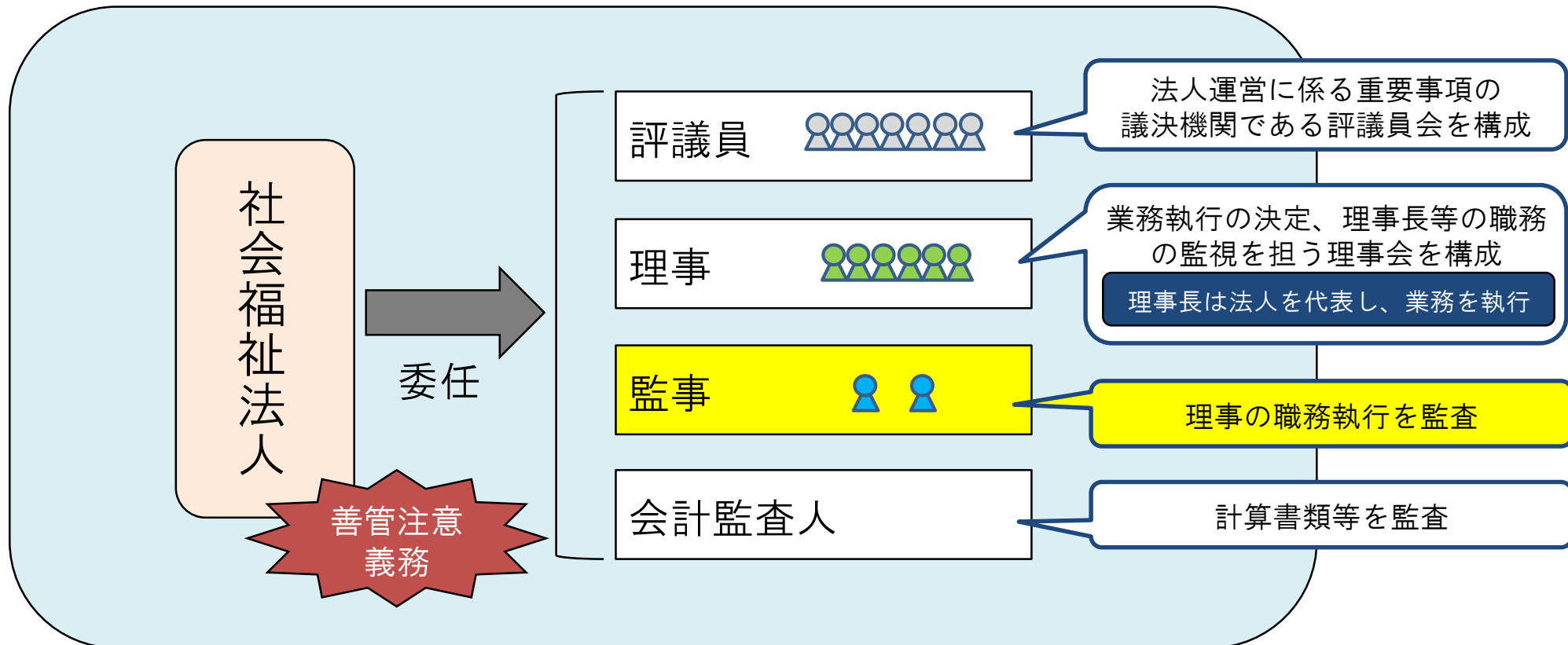
- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計
監査人

- 一定規模以上の法人への会計監査人による 監査の義務付け(法律)。

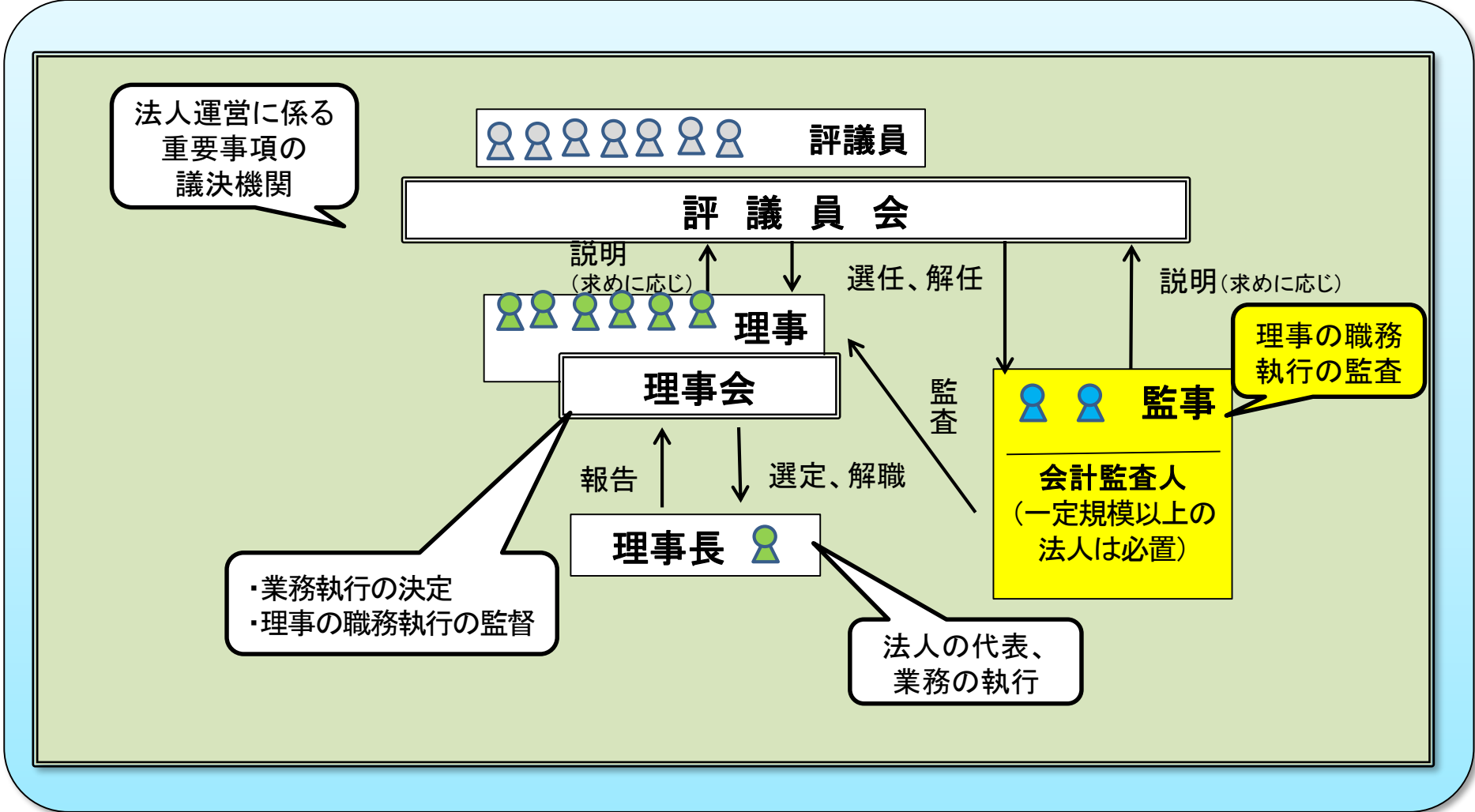
理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

- 法人とその理事、監事、会計監査人及び評議員は、委任の関係にある。
- 民法の規定により、委任を受けた者（受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員）は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」（＝善管注意義務）を負う。
- このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められる。



経営組織のガバナンスの中核としての監事

理事をしっかり監視し適切な経営を確保する



評議員会・理事会について

	理事会（必置）	評議員会（必置）
位置付け	<p>業務執行の決定機関</p> <p>○以下の職務を行う。（法第45条の13第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の業務執行の決定 ・理事の職務の執行の監督 ・理事長の選定及び解職 	<p>運営に係る重要事項の議決機関</p> <p>○社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。（法第45条の8第2項）</p>
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ・重要な財産の処分及び譲受け ・多額の借財 ・重要な役割を担う職員の選任及び解任 ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備 ※一定規模を超える法人のみ ・競業及び利益相反取引 ・計算書類及び事業報告等の承認 ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除 ・その他の重要な業務執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事、監事、会計監査人の選任 ・理事、監事、会計監査人の解任★ ・理事、監事の報酬等の決議 ・理事等の責任の免除（全ての免除（※総評議員の同意が必要）、一部の免除）★ ・役員報酬等基準の承認 ・計算書類の承認 ・定款の変更★ ・解散の決議★ ・合併の承認（吸収合併消滅法人、吸収合併存続法人、法人新設合併）★ ・社会福祉充実計画の承認 ・その他定款で定めた事項 <p>★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員※の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項 ※ 出席者数ではなく、評議員の全体の数が基準となる。</p>

評議員・理事・監事・会計監査人について①

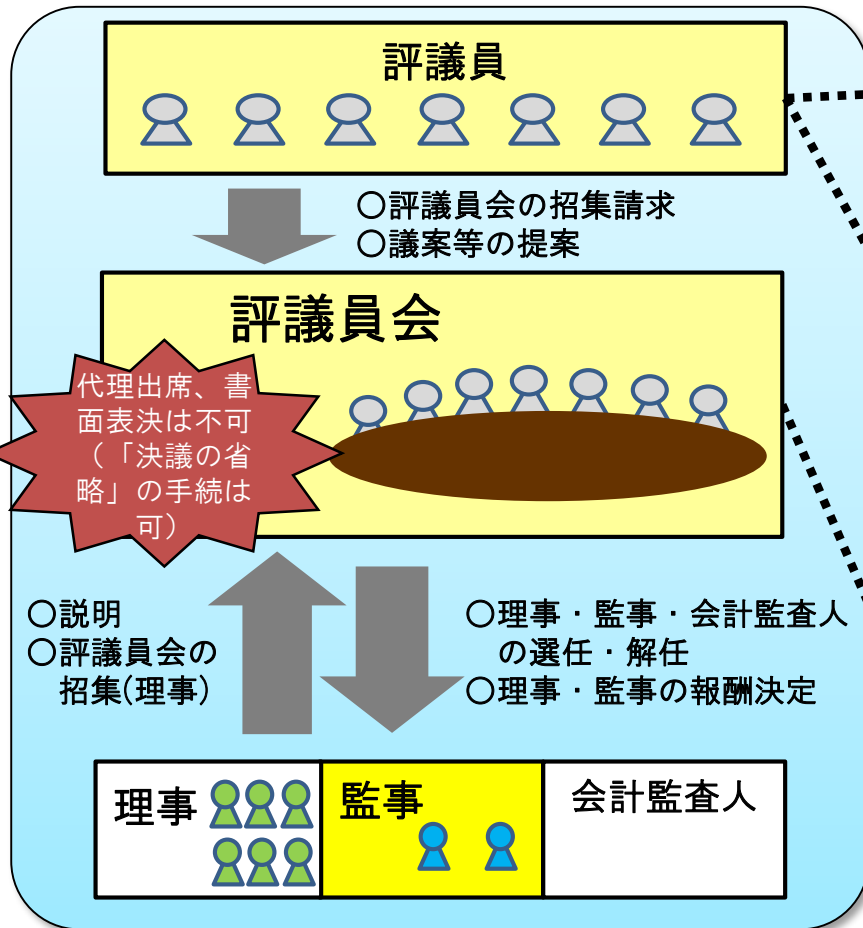
	評議員	理事	監事	会計監査人
員数	理事の員数を超える数（法第40条第3項）	6名以上（法第44条第3項）	2名以上（法第44条第3項）	法人に応じて
資格要件	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者（法第39条）	<ul style="list-style-type: none"> 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。 <ol style="list-style-type: none"> 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号） 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号） 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者（同項第3号） 	<ul style="list-style-type: none"> 監事には、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第5項）。 <ol style="list-style-type: none"> 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号） 財務管理について識見を有する者（同項第2号） 	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない（法第45条の2第1項）。 公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができない（同条第3項）。
選任・解任方法	<p>定款で定める方法（法第31条第1項第5号）</p> <p>※ <u>外部委員が参加する機関の決定に従って行う方法等</u></p> <p>※ <u>理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効</u>（同条第5項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理事の選任・解任は、<u>評議員会の決議</u>による（法第45条の4第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> 監事の選任・解任は、<u>評議員会の決議</u>による（法第45条の4第1項）。 理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第72条）。 	<p>ア 会計監査人の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監査人は、<u>評議員会の決議</u>によって選任する（法第43条第1項）。 理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、<u>監事の過半数をもって決定</u>する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。 <p>イ 会計監査人の解任</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の4第2項）。 <ol style="list-style-type: none"> 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。 監事は、上記①から③のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の5第1項）。この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない（法第45条の5第3項）。

評議員・理事・監事・会計監査人について②

	評議員	理事	監事	会計監査人
任期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第41条第1項） ・ 定款で「4年」を「6年」まで伸長することが可能（同項ただし書） ・ 定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条）。 ・ ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。 ・ また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条）。 ・ ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。 ・ また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条の3第1項）。 ・ 定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる（第45条の3）。
欠員が生じた場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、<u>なお、評議員としての権利義務を有する（法第42条第1項）。</u> ・ また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる（法第42条第2項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、<u>なお、理事としての権利義務を有する（法第45条の6第1項）。</u> ・ また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる（法第45条の6第1項）。 	理事と同様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（法第45条の6第3項）。 ・ なお、<u>法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。</u>

評議員・評議員会

- 評議員会は、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられている。
- 法人の業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行い、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定されている（法第45条の8第2項）。
- なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。



【評議員の選任・解任】

- ・ 定款で定める方法による。ただし、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効

【評議員の権限（主なもの）】

- ・ 評議員会の理事に対する招集請求（理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、所轄庁の許可を得て自ら招集できる。）
- ・ 議題提案権（議題提案権の行使は、評議員会の4週間前まで）
- ・ 議案提案権（評議員会の場で、議題の範囲内で議案の提案が可能）

【評議員の義務】

- ・ 善管注意義務

【評議員の責任】

- ・ 損害賠償責任、特別背任罪等

【評議員会の権限（主なもの）】

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任・解任
- ・ 定款の変更、計算書類の承認、社会福祉充実計画の承認、合併の承認、役員の報酬の決定等
- ・ ※監事の解任、定款の変更、合併の承認については2/3の多数による決議が必要
- ・ ※報酬の決定は、定款に額が定められていないときに限る。

理事

① 理事長の職務及び権限等

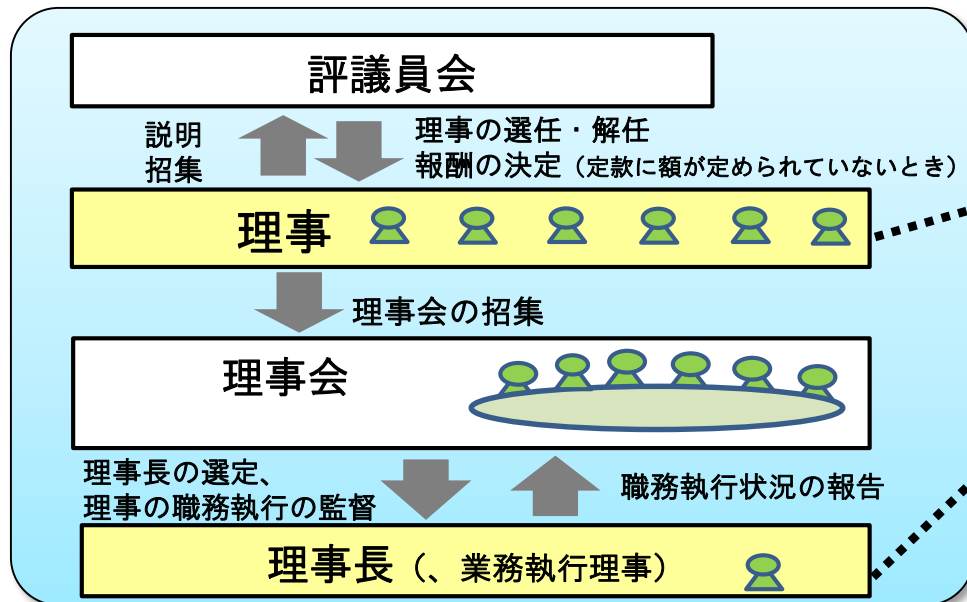
- 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する（法第45条の16第2項第1号）。 対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する（法第45条の17第1項）。
- 理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第46条の16第3項）。 ※業務執行理事も同様

② 業務執行理事の職務及び権限等

- 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事として業務執行理事を理事会で選定することができる（法第45条の16第2項）。 業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はない（法第45条の17第2項）。

③ ①及び②以外の理事の職務及び権限等

- 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法第45条の13第2項第1号）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項第2号及び第3号）する役割を担う。



【理事の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務、忠実義務
- ・ 利益相反取引の制限
- ・ 評議員会における説明義務
- ・ 監事に対する報告義務

【理事の責任（主なもの）】

- ・ 法人に対する損害賠償責任
- ・ 第三者に対する損害賠償責任
- ・ 特別背任罪、贈収賄罪

【理事長の権限】

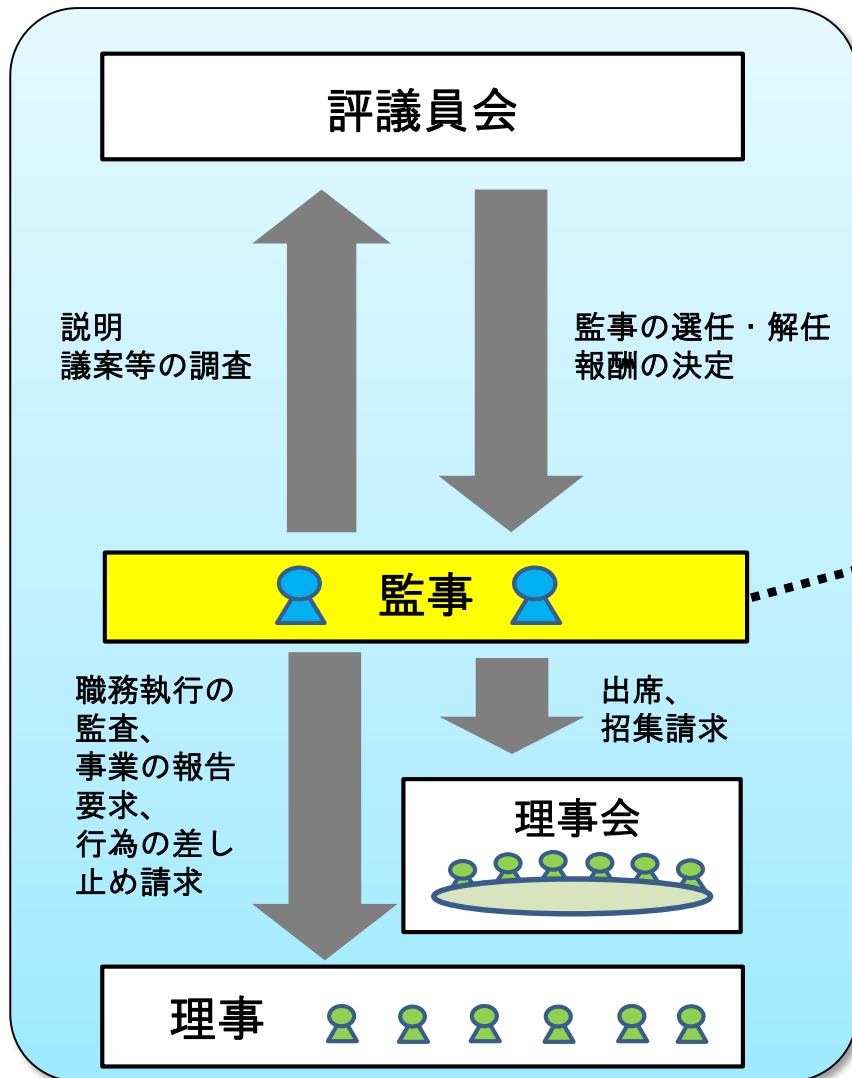
- ・ 法人の代表、業務の執行

【理事長の義務（主なもの）】

- ・ 理事会への職務執行状況の報告義務

監事

- 監事は、理事の職務の執行を監査するために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課される。
- 監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負う。



【監事の権限（主なもの）】

- ・ 理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- ・ 計算書類等の監査
- ・ 事業の報告要求（理事、職員に対し）、業務・財産の状況調査
- ・ 理事会の招集請求
- ・ 理事の行為の差し止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）
- ・ 会計監査人の解任

【監事の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 理事会への出席義務
- ・ 理事会への報告義務（理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき）
- ・ 評議員会の議案等の調査・報告義務（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）
- ・ 評議員会における説明義務（→理事と同じ）

【監事の責任】

- ・ 損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ。

理事会

○理事会の権限等

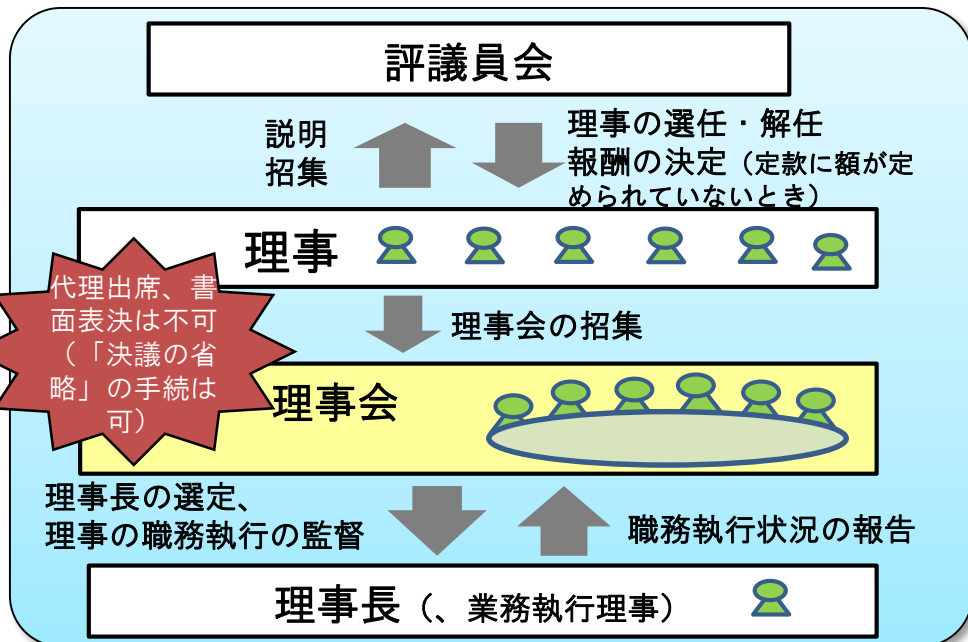
- ・ 理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行う。
- ・ 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

① 理事会の職務

- (ア) 業務執行の決定（法第45条の13第2項第1号）
- (イ) 理事の職務執行の監督（法第45条の13第2項第2号）
- (ウ) 理事長の選定および解職（法第45条の13第2項第3号及び同条第3項）

② 理事に委任することができない事項

- ・ 社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、法第45条の13第4項各号に列举されている事項についての決定を理事に委任することができないこととしている（同条第4項）。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである。

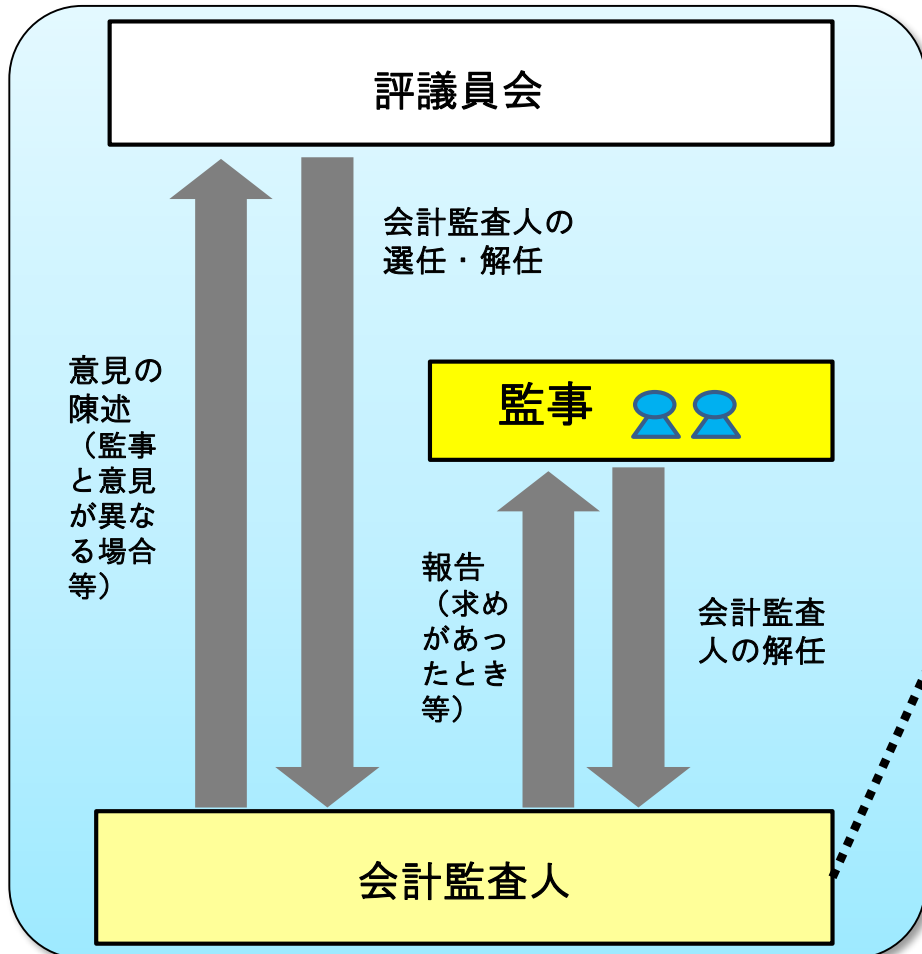


【理事会の権限（主なもの）】

- ・ 法人の業務執行の決定
- ・ 理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職
- ・ 利益相反取引の承認、計算書類・事業報告の承認
- ※ 以下の重要事項の決定は理事に委任できない。
- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 内部管理体制
- ⑥ 定款の定めに基づく役員等の責任の免除

会計監査人

- 会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、計算書類等の監査を行う。
- 会計監査人を置く法人では、計算書類等は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることになる。ただし、会計監査人による計算書類等の監査が適正に行われているときは、監事は計算書類等の監査を省略できる。



【会計監査人の権限（主なもの）】

- ・ 計算書類等の監査
- ・ 会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求（理事、使用人に対し）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合）

【会計監査人の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 監事への報告義務（理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（会計監査人の出席を求める決議があったとき）

【会計監査人の責任】

- ・ 損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪は適用あり。

※ 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である（施行令第13条の3）。

会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

(1) 計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について

【計算書類】

①法人単位

②事業区分別

③拠点区分別

【第1様式】

- 法人単位貸借対照表
- 法人単位資金収支計算書
- 法人単位事業活動計算書

【第2様式】

- 貸借対照表内訳表
- 資金収支内訳表
- 事業活動内訳表

【第3様式】

- 事業区分貸借対照表内訳表
- 事業区分資金収支内訳表
- 事業区分事業活動内訳表

【第4様式】

- 拠点区分貸借対照表
- 拠点区分資金収支計算書
- 拠点区分事業活動計算書

【附属明細書】

- ・借入金明細書
- ・寄附金収益明細書
- ・補助金事業等収益明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書
- ・基本金明細書
- ・国庫補助金等特別積立金明細書

法人単位の計算書類及びそれに対応する附属明細書の各項目を証明範囲とする。

- ・基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書
- ・引当金明細書
- ・拠点区分資金収支明細書
- ・拠点区分事業活動明細書
- ・積立金・積立資産明細書
- ・サービス区分間繰入金明細書
- ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書
- ・就労支援事業別事業活動明細書
- ・就労支援事業製造原価明細書
- ・就労支援事業販管費明細書
- ・就労支援事業明細書
- ・授産事業費用明細書

※ 法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること。

内部管理体制について

1. 概要

- 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行う（法第45条の13第4項第5号及び第5項）。

2. 内部管理体制の内容

※ 一定規模については、会計監査人と同様。

- 内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、以下の内容である（施行規則第2条の16）。
 - ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
 - ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<法人における作業の流れ>

- ① 内部管理体制の現状把握
- ・ 内部管理状況の確認、内部管理に係る規程等の整備状況の確認

- ② 内部管理体制の課題認識
- ・ 現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定

- ③ 内部管理体制の基本方針の策定
- ・ 法人の内部管理体制の基本方針について、理事会で決定

- ④ 基本方針に基づく内部管理体制の整備
- ・ 基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等

社会福祉法人の役員等の兼務について

1. 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

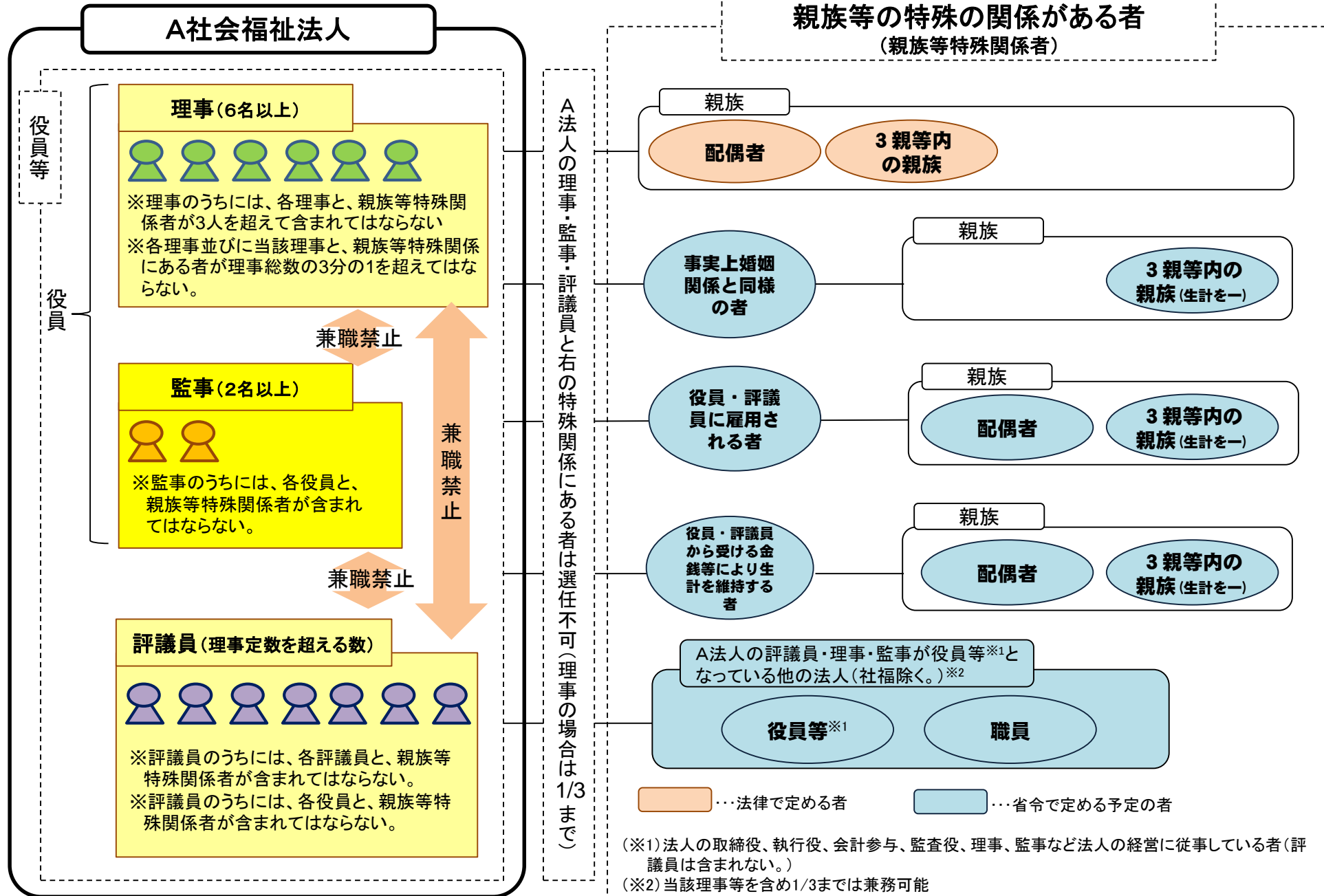
	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)
監事	× (公認会計士法)		× (社福法第44条第2項)	× (社福法第40条第2項)	× (社福法第44条第2項)
理事	× (公認会計士法)	× (社福法第44条第2項)		× (社福法第40条第2項)	○
評議員	× (公認会計士法)	× (社福法第40条第2項)	× (社福法第40条第2項)		× (社福法第40条第2項)
職員	× (公認会計士法)	× (社福法第44条第2項)	○	× (社福法第40条第2項)	

2. 評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

	評議員	監事	
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面の アドバイスのみ	○	○
	記帳代行業務・税理士業務	×	×
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援	助言にとどまる場合	○	○
	業務執行に当たる場合	×	×

	会計監査人
記帳代行業務	×
税理士業務	×

社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者



評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

【評議員の報酬】

- 評議員の報酬は定款で定めなければならない。

【理事の報酬】

- 理事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

【監事の報酬】

- 監事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。
- 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議(全員一致の決定)によって定めることとなる。

【会計監査人の報酬】

- 会計監査人の報酬は、監事の過半数の同意を得なければならない。

※無報酬の場合は、その旨定める。

【区分ごとの報酬総額の公表】

- 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額については、現況報告書に記載の上、公表する。

Q&A

問 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

答

1. (略)個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

社会福祉法人の書類等について

		作成		備置き・閲覧		所轄庁への届出		公表		
		有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	
計算書類等	計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第1号	
	計算書類の附属明細書	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	事業報告 （法人の状況に関する重要な事項等）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	事業報告の附属明細書 （事業報告の内容を補足する重要な事項）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	監査報告（会計監査報告を含む）	○	法第45条の28	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
財産目録等	財産目録	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第59条第2号	—		
	役員等名簿 （役員等の氏名及び住所を記載した名簿）	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号	
	報酬等の支給の基準を記載した書類 （役員等報酬等支給基準）	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第2号	
	事業の概要等	現況報告書	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号
		事業計画書	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第59条第2号	—	
算定シート		○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第59条第2号	—		
社会福祉充実計画 （社会福祉充実残額がある場合のみ）		○	法第55条の2第1項	—		○	法第55条の2第1項	○	事務処理基準	

※1 △は定款で作成することになっている場合

※2 上記のほか、定款については、備置き・閲覧、公表をする必要がある。

監事の監査報告について

計算関係書類・財産目録の監査

監事は、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（社会福祉法施行規則第2条の27及び第2条の40第2項）。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容
- ・ 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ・ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・ 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な偶発事象などの事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項）
- ・ 監査報告を作成した日

事業報告等の監査

監事は、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（改正後社会福祉法施行規則第2条の36）。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容
- ・ 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ・ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ・ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・ 内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 ※初年度は該当なし。
- ・ 監査報告を作成した日

<監査報告書の様式例>

※ 計算関係書類・財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化した場合

監査報告書

令和〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇福祉会
理事長 〇〇 〇〇 殿

監事 〇〇 〇〇 ㊟

監事 〇〇 〇〇 ㊟

私たち監事は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までの令和〇年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

会計監査 ～ 監督官庁の監査

社会福祉法人に対する指導監督の流れ

社会福祉法における、法人に対する行政上の監督に関する仕組みは、以下になる。(厚生労働省資料より)

